

福井工業大学大学院 学則

第1章 総則

第1条 福井工業大学大学院（以下「大学院」という。）は、建学の精神に基づき、各専攻の専門分野における学術の理論と、応用に関する教育と研究を行い、広い視野と高度の専門知識・技術及び研究能力を身に付け、人類社会の福祉に貢献するとともに、国際的に活躍できる高度技術者・研究者を育成する。

第1条の2 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、本大学院の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の結果を検証し、教育研究活動の改善及び充実に努めるものとする。

第2条 大学院に工学研究科を設け、博士課程を置く。

2 博士課程は、これを前期2年及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程を修士課程として取扱う。

3 本学則において、前項の前期2年の課程を「博士前期課程」といい、後期3年の課程を「博士後期課程」という。

第3条 博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を修め、専門分野における理論と応用の研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うものとする。

2 博士前期課程の修業年限は、2年とする。

3 博士前期課程には、4年を超えて在学することができない。

第4条 博士後期課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力と、その基礎となる豊かな学識を養うものとする。

2 博士後期課程の修業年限は、3年とする。

3 博士後期課程には、6年を超えて在学することができない。

第5条 工学研究科に置く専攻並びに入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

専攻	博士前期課程		博士後期課程	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
応用理工学専攻	17	34	4	12
社会システム学専攻	8	16	2	6
合計	25	50	6	18

2 各専攻に、次のコースを置く。

応用理工学専攻	電気電子情報工学コース、宇宙情報科学コース、機械工学コース 環境生命化学コース、原子力技術応用工学コース
社会システム学専攻	土木工学コース、建築学コース、デザイン学コース 経営情報学コース

第5条の2 本大学院は、工学研究科及び専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他教育研究上の目的を定め、それを公表するものとする。

2 各専攻における人材の養成及び教育研究上の目的は、別表Ⅰのとおりとする。

第2章 学年、学期及び休業日

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、第19条の規定により後期に入学した者の学年は、10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

2 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

3 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

第7条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(2) 日曜日

(3) 夏季休業

(4) 冬季休業

(5) 春季休業

2 前項の第3号から第5号の休業日については、学年暦により定める。

3 第1項の規定にかかわらず、休業日については、事情により学長の承認を得てその都度変更することができる。

4 臨時休業は、必要に応じて設けることができる。

第3章 授業科目、単位数及び履修方法

第8条 大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行うものとする。

第8条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの方法の併用により行う。

2 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外での場所で履修させることができる。

3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 文部科学大臣が別に定めるところにより、第2項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

第9条 大学院工学研究科に置く専攻別の教育課程は、別表Ⅱのとおりとする。

第10条 学生は、博士前期課程在学期間中にその専攻する課程の授業科目及び共通の科目について、2専攻共通科目から6単位以上、専攻する課程の専門分野科目から必修科目を含めて20単位以上、合計30単位以上を修得し、かつ、研究指導を受けなければならない。

2 学生の研究上、各専攻主任が必要であると認めるときは、他の専攻の授業科目を履修することができる。

3 前項の規定により修得した単位は、第1項に規定する単位に充当することができる。

4 博士後期課程においては、在学期間中にその専攻する課程の専門分野科目から必修科目を含めて4単位以上を修得し、かつ、研究指導を受けなければならない。

第10条の2 教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生が当該大学院の博士前期課程の授業科目を履修することを認めることができる。

2 前項の規定により修得した単位は15単位を超えない範囲で当該大学院において修得したものとみなすことができる。

3 前項に関する必要な細目は、別に定める。

第10条の3 教育上有益と認めるときは、大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位は、大学院に入学した後、大学院において修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により大学院において修得した単位は、入学後の単位として博士前期課程においては15単位を超えないものとする。また博士後期課程においては2単位を超えないものとする。

3 博士前期課程において第2項により修得した単位数及び第10条の2第2項により修得した単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

第10条の4 高等学校教諭第一種免許状授与の所要資格を有する者で、当該免許教科に係る高等学校教諭専修免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 大学院の研究科において当該所要資格を取得できる高等学校教諭専修免許状の免許教科の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

研究科専攻		免許教科の種類
工学研究科	応用理工学専攻	
	電気電子情報工学コース	工業
	宇宙情報科学コース	工業
	機械工学コース	工業
	環境生命化学コース	工業
	原子力技術応用工学コース	工業
	社会システム学専攻	
	土木工学コース	工業
	建築学コース	工業
	デザイン学コース	工業
	経営情報学コース	情報

第11条 学生は、毎学期始め所定期間内に、受講登録をしなければならない。

第12条 各授業科目の単位数の計算は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、その授業による教育効果、授業時間外に必要な学

修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で各専攻が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で各専攻が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習及び実技のうち、二以上の方法の併用により行う場合は、その組合せに応じ、前各号に規定する基準を考慮して各専攻が定める時間の授業をもって1単位とする。

第13条 授業科目の単位修得の認定は、試験又は研究報告によってこれを行う。

第14条 授業科目の成績は、評点100を満点とし、60以上を合格として、単位を与える。これを公表する場合は、評語をもって表す。評語は、秀（90以上）・優（80以上）・良（70以上）・可（60以上）・不可（60未満）の5段階とする。

第4章 課程修了の認定及び学位の授与

第15条 博士前期課程修了の認定は、大学院に2年以上在学し、第10条第1項に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該博士前期課程の目的に応じ、当該大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、工学研究科委員会が優れた研究業績を上げたと認める者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 博士後期課程修了の認定は、大学院に3年以上在学し、第10条第4項に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験によって行う。ただし、在学期間に関しては、研究科委員会が優れた研究業績を上げたと認める者については、博士後期課程に1年（2年未満の在学期間をもって博士前期課程を修了した者にあつては、当該在学期間を含めて3年）以上在学すれば足りるものとする。

3 大学院に入学する前に修得した単位（入学資格を有した後、修得したものに限る。）を大学院において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により本学大学院の博士前期課程（博士後期課程を除く。）の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本学大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

第16条 博士前期課程を修了した者に修士の学位を、博士後期課程を修了した者に博士の学位を授与する。

第17条 大学院の博士課程を経ずして博士の学位を得ようとする者は、学位論文を提出して審査を請求することができる。

2 大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者には、研究科委員会の議を経て博士の学位を授与することができる。

第18条 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 入学、休学、転学、退学及び除籍

第19条 入学は、学期の始めとする。

第20条 博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上あることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- (10) 大学に3年以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、本学大学院が所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの

博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同程度の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

第21条 入学志願者は、所定期間内に所定の出願手続をしなければならない。

第22条 入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

第23条 前条の選考結果、合格し入学を希望する者は、所定の期限までに所定の入学手続をしなければならない。

2 正当な理由がなくして前項の手続を完了しない者には、入学を許可しない。

第24条 疾病又はやむを得ない事由により引き続き3か月以上修学できない者は、1か年以内の休学を願い出て許可を受けなければならない。

第25条 前条の期間は、特別の事由があると認められたときは、許可を受けて更に1か年以内延長することができる。

2 休学期間は、博士前期課程にあつては通算して2年、博士後期課程にあつては通算して3年を超えることはできない。

3 休学期間中であってもその事由が止んだときは、復学を願い出ることができる。

4 休学期間は、在学期間に算入しない。

第26条 転学又は退学しようとする者は、願い出て許可を受けなければならない。

第27条 本学を退学した者で再入学を願い出たときは、選考の上、許可することがある。

第28条 次の各号の一に該当する場合は、除籍する。

(1) 第3条及び第4条に規定する在学期間を超えた者

(2) 授業料を期日までに納入せず、督促を受けても納入しない者

(3) 死亡又は連絡不能の者

第6章 入学検定料・学費

第29条 入学検定料及び学費は、別表Ⅲのとおりである。

第30条 学費その他の諸納付金は、所定の期日までに納付しなければならない。

2 所定の期日までに納入を怠っている者には、これを納付するまで授業や試験に出席し又は図書館を利用する等を禁止することがある。

3 やむを得ない事由により納付金の納入延期を願い出た者には、これを認めることがある。

第31条 既に納めた納入金は、理由の如何にかかわらず一切これを返還しない。ただし、入学時の学費については、本人及び保証人連署で所定の期間内に入学辞退の申し出があった者に限り、入学金以外の納入金を返還する。

第7章 大学運営協議会及び研究科委員会

第32条 大学院に、大学運営協議会を置く。

2 大学運営協議会の組織及び運営に関する規程は、別に定める。

第33条 大学院に、工学研究科委員会を置く。

2 工学研究科委員会は、学長の諮問機関とする。

3 工学研究科委員会の組織及び運営に関する規程は、別に定める。

第8章 科目等履修生、研究生、特別聴講学生、特別研究学生及び外国人留学生

第34条 授業科目中1科目又は数科目につき履修を希望する者があるときは、科目等履修生として入学を許可することがある。

第35条 特定の題目について研究することを希望する者があるときは、研究生として入学を許可することがある。

第36条 他の大学院（外国の大学院等を含む）の学生で、本学の授業科目又は研究指導を履修しようとする者があるときは、当該大学院との協議に基づき、特別聴講学生又は特別研究学生として入学を許可することがある。

第37条 科目等履修生、研究生、特別聴講学生及び特別研究学生に関する規定は、別に定める。

第38条 本大学院の外国人留学生については、別に定める。

第9章 附属施設

第39条 本大学の図書館は、大学院の学生の閲覧にも供する。

第40条 学部の施設・設備は、大学院学生の研究達成のために用いることができる。

第10章 賞罰

第41条 学生で他の模範となる者は、これを表彰する。

第42条 学生で学則又は学生心得に違反し、又は学生の本文に反する行為があるときは、学長が工学研究科委員会の議を経てこれを懲戒する。

2 懲戒は、譴責、停学及び退学とする。

3 退学は、次の各号の一に該当する場合に行う。

（1）学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

（2）性行不良で改善の見込みがないと認められる者

（3）正当な理由がなくて出席常でない者

（4）本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

附 則

この大学院学則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年10月16日改正）

この大学院学則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年9月24日改正）

この大学院学則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年6月10日改正）

この大学院学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年2月27日改正）

この大学院学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年4月20日改正）

この大学院学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年12月14日改正）

この大学院学則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成元年3月22日改正）

この大学院学則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成元年 9 月 2 0 日改正）
この大学院学則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 年 3 月 2 4 日改正）
この大学院学則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 年 7 月 2 0 日改正）
この大学院学則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 3 年 7 月 1 9 日改正）
この大学院学則は、平成 3 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 3 年 7 月 1 9 日改正）
この大学院学則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年 1 月 2 9 日改正）
この大学院学則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年 7 月 2 2 日改正）
この大学院学則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年 1 2 月 1 7 日改正）
附 則（平成 8 年 7 月 2 2 日改正）
この大学院学則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 0 年 5 月 1 3 日改正）
この大学院学則は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 3 年 3 月 1 5 日改正）
この大学院学則は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 4 年 3 月 1 1 日改正）
この大学院学則は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 5 年 3 月 7 日改正）
この大学院学則は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 5 年 1 2 月 1 8 日改正）
この大学院学則は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 6 年 3 月 1 9 日改正）
この大学院学則は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 7 年 3 月 1 5 日改正）
この大学院学則は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 8 年 3 月 1 5 日改正）
この大学院学則は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 9 年 3 月 2 0 日改正）
この大学院学則は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 0 年 3 月 1 2 日改正）
この大学院学則は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 2 1 年 3 月 1 8 日改正）

この大学院学則は、平成２１年４月１日より施行する。

附 則（平成２２年３月１５日改正）

この学則は、平成２２年４月１日から施行する。

附 則（平成２３年３月２日改正）

この学則は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則（平成２３年３月１６日改正）

この学則は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則（平成２３年３月１５日改正）

この学則は、平成２４年４月１日から施行する。

電気工学専攻、応用理化学専攻、機械工学専攻、建設学専攻、情報学専攻については、平成２４年３月３１日に当該専攻に在学する者が、当該専攻に在学しなくなる日までの間存続するものとする。

附 則（平成２５年３月２１日改正）

この学則は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則（平成２６年２月１日改正）

この学則は、平成２６年２月１日から施行する。

附 則（平成２６年３月２８日改正）

この学則は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則（平成２７年３月１４日改正）

この学則は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則（平成２８年３月８日改正）

この学則は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則（平成２９年３月７日改正）

この学則は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則（平成３０年３月５日改正）

この学則は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則（平成３０年９月２０日改正）

この学則は、平成３０年９月２０日から施行する。

附 則（令和２年３月１６日改正）

この学則は、令和２年４月１日から施行する。

附 則（令和３年３月１８日改正）

この学則は、令和３年４月１日から施行する。

附 則（令和４年３月１７日改正）

この学則は、令和４年４月１日から施行する。

この改正学則は、令和４年度入学生から適用し、それ以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（令和４年１２月１５日改正）

この学則は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和５年３月１６日改正）

この学則は、令和５年４月１日から施行する。

この改正学則は、令和５年度入学生から適用し、それ以前に入学した者については、なお従前の例による。

別表Ⅰ 人材の養成及び教育研究上の目的

専攻・課程		人材の養成及び教育研究上の目的
応用理工学専攻	博士前期課程	電気電子情報工学、宇宙情報科学、機械工学、環境生命化学、原子力技術応用工学の5コースを設置し、以下のような各コースの専門分野の教育並びに研究を行い、広い視野と高度な専門知識・技術、新しい問題提起とその解決能力を備えた創造性豊かな人材を養成する。各コースの専門分野は、以下の通りである。 (電気電子情報工学コース) 電力工学、電子材料・デバイス工学、物性工学、制御工学、コンピュータ情報工学、人工知能 (宇宙情報科学コース) 宇宙環境科学、地球環境計測工学、衛星通信工学、情報処理工学 (機械工学コース) 材料工学、振動工学、流体工学、熱工学、機械システム工学 (環境生命化学コース) 応用化学、環境科学、材料科学、応用生物学、生命科学、生体工学 (原子力技術応用工学コース) 原子力工学、原子力発電工学、放射線応用工学
	博士後期課程	電気電子情報工学、宇宙情報科学、機械工学、環境生命化学、原子力技術応用工学の5コースにおける専門分野の教育並びに研究を行い、基幹あるいは先端理工学分野における目覚ましい科学・技術の発展に対応できる専門知識と応用能力、研究能力を備えた人材を養成する。
社会システム学専攻	博士前期課程	土木工学、建築学、デザイン学、経営情報学の4コースを設置し、各コースの専門分野の教育並びに研究を行い、広い視野と高度な専門知識・技術、新しい問題提起とその解決能力を備えた創造性豊かな人材を養成する。各コースの専門分野は、以下の通りである。 (土木工学コース) 土木計画学、水工学、環境工学、地盤工学、構造工学、防災工学 (建築学コース) 建築論・計画・設計、伝統木造建築、建築構造工学、建築環境・設備 (デザイン学コース) 生活創造科学、生産・環境デザイン学、情報・伝達デザイン学 (経営情報学コース) 経営学、政策科学、情報科学
	博士後期課程	土木工学、建築学、デザイン学、経営情報学の4コースにおける専門分野の教育並びに研究を行い、建築や社会基盤の計画・調査・設計・施工・維持管理、デザインによる生活文化や生産・環境・情報の価値創造、プロジェクトマネジメント及び望ましい情報社会の構築に貢献できる専門知識と応用能力、研究能力を備えた人材を養成する。

別表Ⅱ 教育課程表
(博士前期課程)

研究科 専攻	科目区分	授業科目	単位数		備考
			必修	選択	
工学研究科 応用理工学専攻	2 専攻共通科目	専門英語特別演習Ⅰ		2	
		専門英語特別演習Ⅱ		2	
		応用数学Ⅰ		2	
		応用数学Ⅱ		2	
		職業技術と倫理		2	
	全専攻共通科目	小計	0	12	
		エネルギー変換特論		2	
		材料・デバイス特論		2	
		小計	0	4	
	専門分野科目	電磁気学特論		2	電気電子情報工学コース・宇宙情報科学コースにて開講
		電気回路特論		2	電気電子情報工学コース・宇宙情報科学コースにて開講
		電子計算機特論		2	電気電子情報工学コース・宇宙情報科学コース・機械工学コースにて開講
		コンピュータシステム特論		2	電気電子情報工学コース・宇宙情報科学コースにて開講
		ネットワークシステム特論		2	電気電子情報工学コース・宇宙情報科学コースにて開講
		アナログ回路特論		2	電気電子情報工学コース・宇宙情報科学コースにて開講
		デジタル回路特論		2	電気電子情報工学コース・宇宙情報科学コースにて開講
		電力システム特論		2	電気電子情報工学コース・原子力技術応用工学コースにて開講
		エネルギーシステム特論		2	電気電子情報工学コース・機械工学コースにて開講
		通信システム特論		2	電気電子情報工学コース・宇宙情報科学コースにて開講
		計測・制御工学特論		2	電気電子情報工学コース・機械工学コースにて開講
		機械材料特論		2	機械工学コース・環境生命化学コース・原子力技術応用工学コースにて開講
		環境計測科学特論		2	機械工学コース・環境生命化学コースにて開講
	コース間共通専門科目	放射線応用工学特論	(2)	(2)	環境生命化学コース・原子力技術応用工学コースにて開講（原子力技術応用工学コースのみ必修）
		先端機器分析特論		2	機械工学コース・環境生命化学コース・原子力技術応用工学コースにて開講
		小計	2	30	

研究科 専攻	科目区分	授業科目	単位数		備考	
			必修	選択		
工学研究科 社会システム学専攻	共通科目 2専攻	専門英語特別演習Ⅰ		2		
		専門英語特別演習Ⅱ		2		
		応用数学特論Ⅰ		2		
		応用数学特論Ⅱ		2		
		職業技術政策特論		2		
			小計	0	12	
	共通科目 コース間科目	プロジェクトマネジメント特論		2		
		情報工学特論		2		
		サステイナブルデザイン特論		2		
		小計	0	6		
		オペレーションズリサーチ特論		2		土木工学コース・デザイン学コース・経営情報学コースにて開講
		マルチメディア工学特論		2		デザイン学コース・経営情報学コースにて開講
		地震防災工学特論		2		土木工学コース・建築学コースにて開講
		都市計画学特論		2		土木工学コース・建築学コースにて開講
		小計	0	8		
		専門分野科目	土木工学コース	土木工学セミナ一	4	
	土木・土木計画学特別実験			4		
	交通・土木工学特論				2	
	水理工学特論				2	
	地盤環境工学特論				2	
	水環境工学特論				2	
	構造工学特論				2	
			小計	8	12	
	建築学コース		建築計画画特論		2	
			建築構造計画特論		2	
			建築環境計画特論		2	
			建築建築材料特論		2	
			建築学セミナーA（建築論・計画・設計）	4		
			建築学セミナーB（建築環境・設備）	4		
			建築学セミナーC（伝統木造建築）	4		
			建築学セミナーD（建築構造工学）	4		
			建築学特別実験A（建築論・計画・設計）	4		
			建築学特別実験B（建築環境・設備）	4		
			建築学特別実験C（伝統木造建築）	4		
			建築学特別実験D（建築構造工学）	4		
			建築学特別演習ⅠA（建築論・計画・設計）		2	
建築学特別演習ⅡA（建築論・計画・設計）				2		
建築意匠特論				2		
都市環境論				2		
インターンシップⅠA（建築論・計画・設計）				4		
インターンシップⅡA（建築論・計画・設計）				10		
建築学特別演習ⅠB（建築環境・設備）			2			
建築学特別演習ⅡB（建築環境・設備）		2				
建築環境工学特論		2				
建築設備工学特論		2				
インターンシップⅠB（建築環境・設備）		4				
インターンシップⅡB（建築環境・設備）		10				
建築学特別演習ⅠC（伝統木造建築）		2				
建築学特別演習ⅡC（伝統木造建築）		2				

工学研究科 社会システム学専攻	専門分野科目	コース専門科目	建築学コース	伝統木造建築計画特論		2	
				インターンシップⅠC（伝統木造建築）		4	
				インターンシップⅡC（伝統木造建築）		10	
				建築学特別演習ⅠD（建築構造工学）		2	
				建築学特別演習ⅡD（建築構造工学）		2	
				鋼構造特論		2	
				鉄筋コンクリート構造特論		2	
				インターンシップⅠD（建築構造工学）		4	
				インターンシップⅡD（建築構造工学）		10	
				小計	8	32	
			経営情報学コース	経営情報学セミナ一	4		
				経営情報学特別実	4		
				情報学特論	2		
				情報倫理特論	2		
				情報社会学特論	2		
				情報統計学特論		2	
				ソフトウェア工学特論		2	
				情報セキュリティ特論		2	
				データベースシステム特論		2	
				ネットワークシステム管理特論		2	
				人工知能特論		2	
				情報システム特論		2	
				情報資源システム特論		2	
				会計学特論		2	
				経営財務特論		2	
				金融工学特論		2	
				マーケティング特論		2	
				経営情報システム特論		2	
				小計	14	26	
			デザイン学コース	デザイン学セミナ一A	4		1 セミナー及び特別実習は、それぞれ同英字の授業科目を1科目ずつ修得すること。 2 セミナー及び特別実習は、2年間継続して各4単位修得するものとする。
				デザイン学セミナ一B	4		
				デザイン学特別実習A	4		
				デザイン学特別実習B	4		
				創造技法特論		2	
				居住環境デザイン特論		2	
				空間デザイン特論		2	
				ロダクトデザイン特論		2	
				視覚伝達デザイン特論		2	
				インタレンシッブⅠA		2	
				インタレンシッブⅠB		4	
				インタレンシッブⅡA		2	
				インタレンシッブⅡB		4	
				インタレンシッブⅢB		10	
				デザイン造形研究Ⅰ	4		
				建築デザイン造形研究Ⅰ	4		
				デザイン造形研究Ⅱ		2	
				建築デザイン造形研究Ⅱ		2	
				プロジェクトスタジオⅠ		2	
				プロジェクトスタジオⅡ		2	
				プロジェクトスタジオⅢ		2	
				小計	16	42	
	合計			土木工学コース	8	36	
				建築学コース	8	64	
				経営情報学コース	14	48	
				デザイン学コース	16	64	

別表Ⅱ 教育課程表
(博士後期課程)

(理工学専攻)				単位数		備考
研究科 専攻	科目区分		授業科目	必修	選択	
工学研究科 応用理工学専攻	2 科共通 科目		大学教員育成セミナー（プレFD）		2	
			小計	0	2	
	専攻 科目	電気電子情報工 学コース	電気電子情報工学特別ゼミナールⅠ	2		
			電気電子情報工学特別ゼミナールⅡ	2		
			電気電子情報工学特別ゼミナールⅢ		2	
			電気電子情報工学特別ゼミナールⅣ		2	
			電気電子情報工学特別ゼミナールⅤ		2	
			電気電子情報工学特別ゼミナールⅥ		2	
			小計	4	8	
		宇宙情報科学 コース	宇宙情報科学特別ゼミナールⅠ	2		
			宇宙情報科学特別ゼミナールⅡ	2		
			宇宙情報科学特別ゼミナールⅢ		2	
			宇宙情報科学特別ゼミナールⅣ		2	
			宇宙情報科学特別ゼミナールⅤ		2	
			宇宙情報科学特別ゼミナールⅥ		2	
			小計	4	8	
		機械工学コース	機械工学特別ゼミナールⅠ	2		
			機械工学特別ゼミナールⅡ	2		
			機械工学特別ゼミナールⅢ		2	
			機械工学特別ゼミナールⅣ		2	
			機械工学特別ゼミナールⅤ		2	
			機械工学特別ゼミナールⅥ		2	
			小計	4	8	
		環境生命化学 コース	環境生命化学特別ゼミナールⅠ	2		
			環境生命化学特別ゼミナールⅡ	2		
			環境生命化学特別ゼミナールⅢ		2	
			環境生命化学特別ゼミナールⅣ		2	
			環境生命化学特別ゼミナールⅤ		2	
			環境生命化学特別ゼミナールⅥ		2	
			小計	4	8	
		原子力技術応用 工学コース	原子力技術応用工学特別ゼミナールⅠ	2		
			原子力技術応用工学特別ゼミナールⅡ	2		
			原子力技術応用工学特別ゼミナールⅢ		2	
			原子力技術応用工学特別ゼミナールⅣ		2	
			原子力技術応用工学特別ゼミナールⅤ		2	
			原子力技術応用工学特別ゼミナールⅥ		2	
			小計	4	8	
	合計		電気電子情報工学コース	4	10	
			宇宙情報科学コース	4	10	
			機械工学コース	4	10	
			環境生命化学コース	4	10	
			原子力技術応用工学コース	4	10	

別表Ⅱ 教育課程表
(博士後期課程)

			科目区分	授業科目	単位数		備考
研究科専攻					必修	選択	
工学研究科 社会システム学専攻	2専攻 科目共通			大学教員育成セミナー（プレFD）		2	
				小計	0	2	
	専門分野科目	コース専門科目	土木工学コース	土木工学学特別ゼミナールⅠ	2		
				土木工学学特別ゼミナールⅡ	2		
				土木工学学特別ゼミナールⅢ		2	
				土木工学学特別ゼミナールⅣ		2	
				土木工学学特別ゼミナールⅤ		2	
				土木工学学特別ゼミナールⅥ		2	
			小計	4	8		
			建築学コース	建築学学特別ゼミナールⅠ	2		
				建築学学特別ゼミナールⅡ	2		
				建築学学特別ゼミナールⅢ		2	
				建築学学特別ゼミナールⅣ		2	
				建築学学特別ゼミナールⅤ		2	
				建築学学特別ゼミナールⅥ		2	
			小計	4	8		
		デザイン学コース	デザイン学特別ゼミナールⅠ	2			
			デザイン学特別ゼミナールⅡ	2			
			デザイン学特別ゼミナールⅢ		2		
			デザイン学特別ゼミナールⅣ		2		
			デザイン学特別ゼミナールⅤ		2		
			デザイン学特別ゼミナールⅥ		2		
		小計	4	8			
		経営情報学コース	経営情報学特別ゼミナールⅠ	2			
			経営情報学特別ゼミナールⅡ	2			
			経営情報学特別ゼミナールⅢ		2		
			経営情報学特別ゼミナールⅣ		2		
			経営情報学特別ゼミナールⅤ		2		
経営情報学特別ゼミナールⅥ				2			
小計		4	8				
合計			土木工学コース	4	10		
			建築学コース	4	10		
			デザイン学コース	4	10		
			経営情報学コース	4	10		

別表Ⅲ 入学検定料及び学費（単位 円）

（博士前期課程・博士後期課程）

区 分	学 生		科目等履修生		研 究 生	
入学検定料	25,000		10,000		20,000	
学 費	入学金	0	入学金（入学時）	10,000	入学金（入学時）	110,000
	授業料（年額）	640,000	履修料（1単位当たり）	12,000	研究料（年額）	330,000
	設備充実費（年額）	170,000				
	実験実習費（年額）	40,000				
	厚生衛生費（年額）	21,000				
物価の推移により、在学中においても学費の変動がある。						